**健康保険　任意継続被保険者資格喪失届（申出書）**

記入方法・添付書類に不明な点がありましたら、ご連絡ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被保険者欄 | 被保険者証の記号-番号 | 記号 | 番号 |
| （フリガナ）氏名 |  |
|  |
| 生年月日 | 昭・平・令　　　　　　　年　　　　月　　　　日生 |
| 住 所 | 〒　　　　　　　　都 道　　　　　　 　府 県（電話番号） |

私は下記の喪失事由に該当するため、申出いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 資格喪失年月日 | 　　　　　　　　　　 年　　　　　月　　　　　日 |
| 資格喪失事由（該当箇所にチェックして下さい） | □健康保険の被保険者資格を取得したため□船員保険・共済組合の被保険者資格を取得したため□後期高齢者医療制度の被保険者となったため□本人の申し出によるため |
| 就職先の名称および所在地 | 名称： |
| 所在地： |
| 資格取得年月日 | 　　　　　 　　　　 年　　　　　月　　　　　日 |

**必ず任意継続被保険者証もしくは資格確認書とこの資格喪失届を、南海健保まで郵送して下さい。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　

任意継続被保険者のしおり

退職時に、健康保険の被保険者期間が２か月以上ある場合は、保険料を全額負担することによって、健康保険に「任意加入」することができ、傷病手当金及び出産手当金を除いて、在職中と変わらない給付を受けることができます。任意加入できる期間は２年が上限です。



保険料額は次のように算定されます。

　　　　　　　　または　　

保険料の納付期限は毎月10日です。

一定期間の保険料を一括前納することもできます。資格取得申請書を提出しても、保険料を初回の期日までに納付しないと任意継続被保険者にならなかったものとみなされますので、ご注意ください。

納付期限までに納めて頂かなければ、その翌日に被保険者資格を喪失することになります。

◇　被保険者の資格喪失について

次のいずれかに該当する場合は、任意継続の資格が喪失します。

裏面の資格喪失届に必要事項記載のうえ、保険証を速やかに返却してください。※

・任意継続被保険者資格の取得日より2年を経過したとき

・被保険者が死亡したとき

・保険料を納付期日までに納付されなかったとき

・他の健康保険の被保険者となったとき（船員保険、各種共済組合を含む）

・後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

・本人の申し出があったとき

◇　保険料の納入について

別添えの郵便振替にて、期日までに納めてください。新年度保険料のご案内は、毎年3月初めにご自宅へ郵送いたします。

保険料納入後に他の健康保険に加入又は死亡した場合は、その月の保険料を後日還付いたします。

◇　注意事項

住所変更や氏名変更など、被扶養者に異動があるときは、事実発生日から5日以内に、健康保険組合に届出しなければなりません。

※ 重要です

上記の手続きで、任意継続被保険者とならなかった場合、保険証は直ちに返却して下さい。返却されないで保険証を使用した場合、医療費全額を自己負担していただくほか、処罰される場合があります。

問合せ先　　南海電気鉄道健康保険組合

電話06-6632-8417

平日９：00～17：30（但し、12：00～13：00を除く）